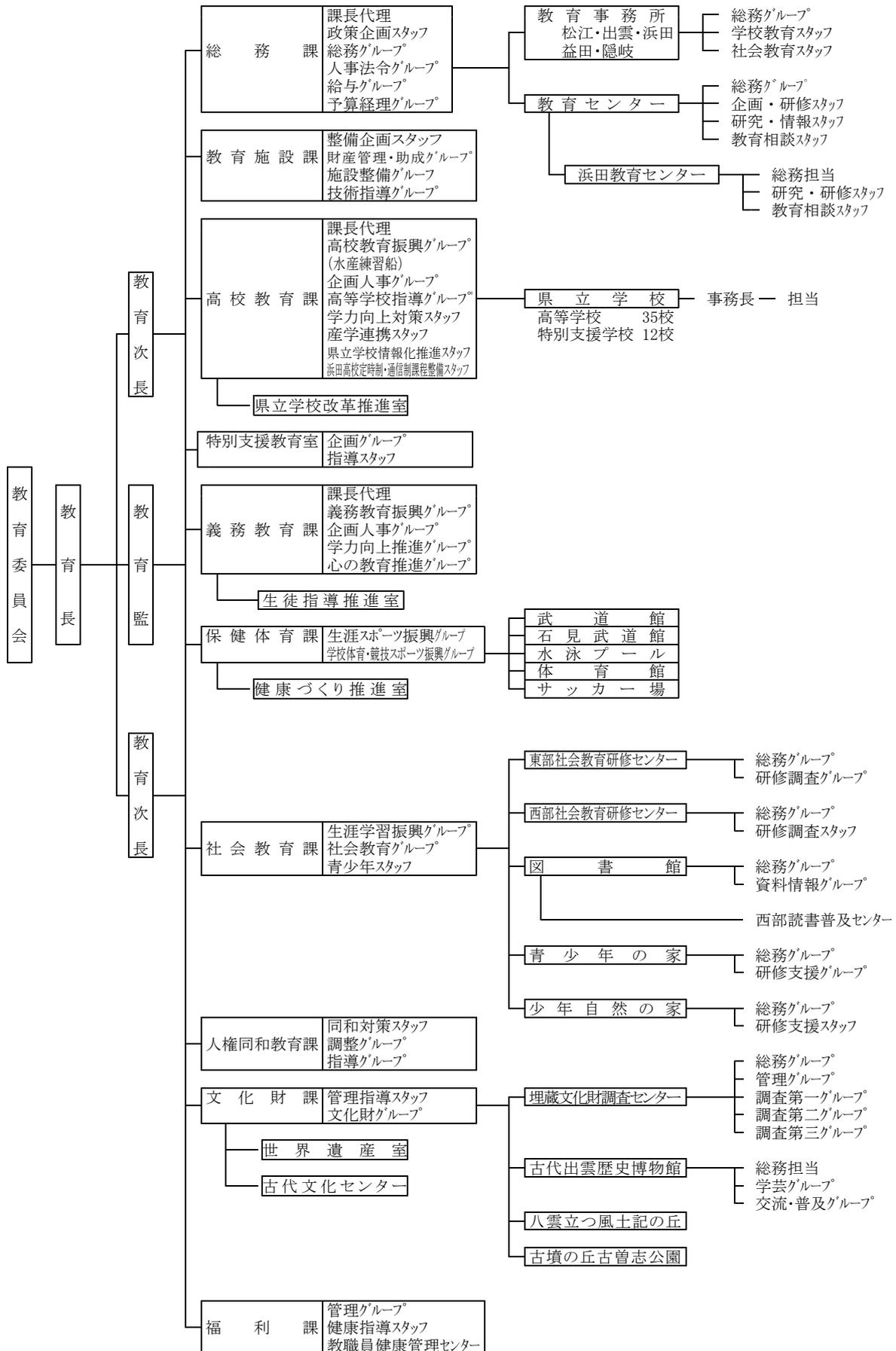


# 第3章 各種資料

## 1 教育行政

### (1) 島根県教育委員会行政機構図

(平成23年4月現在)

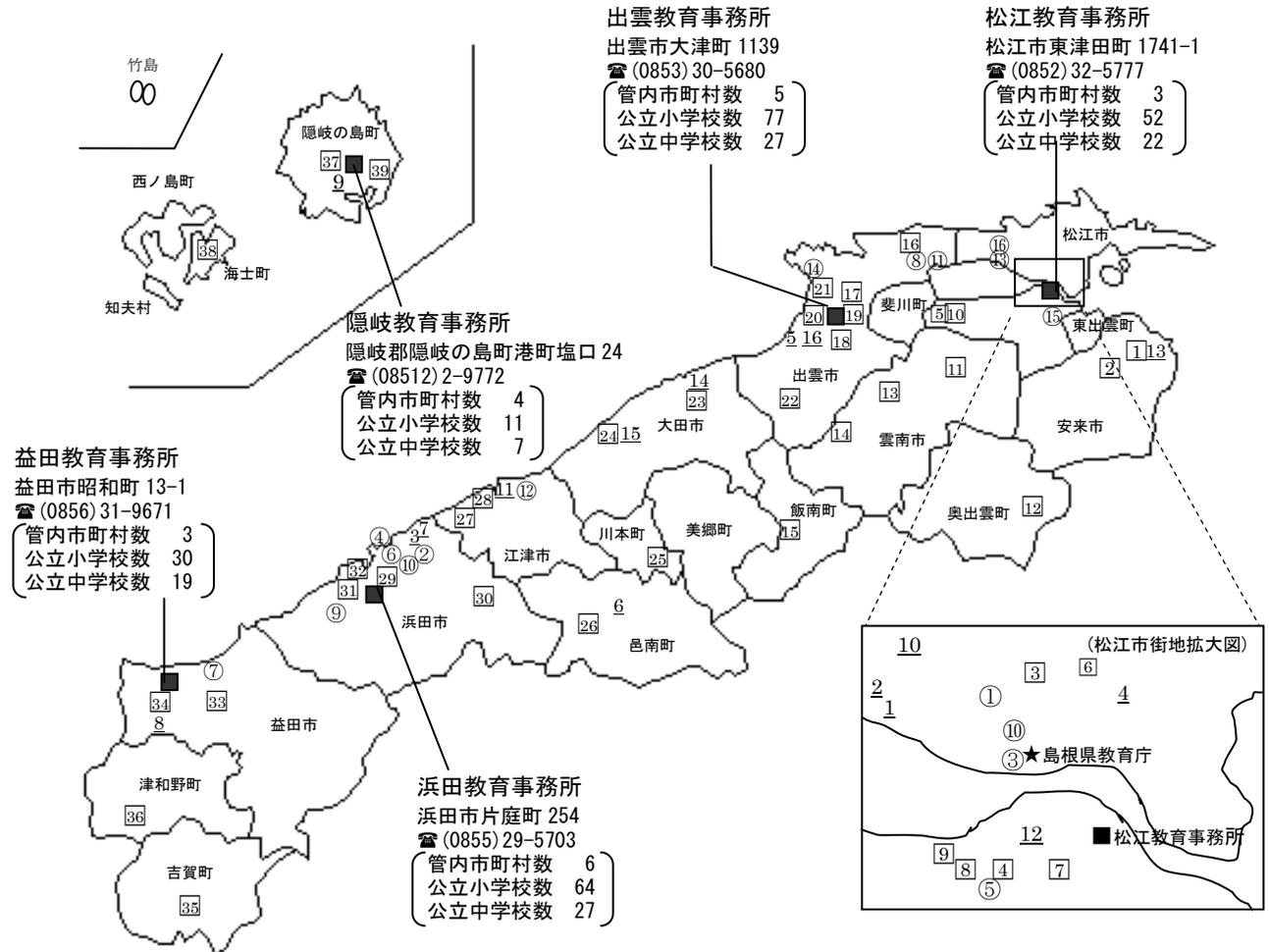


## 教育関係施設

- |            |                |                           |               |
|------------|----------------|---------------------------|---------------|
| ① 教育センター   | ⑤ 県立水泳プール      | ⑨ 西部社会教育研修センター            | ⑬ 埋蔵文化財調査センター |
| ② 浜田教育センター | ⑥ 県立体育館        | ⑩ 県立図書館<br>〃 (西部読書普及センター) | ⑭ 古代出雲歴史博物館   |
| ③ 県立武道館    | ⑦ 県立サッカー場      | ⑪ 県立青少年の家                 | ⑮ 八雲立つ風土記の丘   |
| ④ 県立石見武道館  | ⑧ 東部社会教育研修センター | ⑫ 県立少年自然の家                | ⑯ 古墳の丘古曾志公園   |

## 県立学校

- |               |              |              |                |
|---------------|--------------|--------------|----------------|
| ① 安来高等学校      | ⑮ 飯南高等学校     | ⑳ 浜田高等学校     | ④ 松江養護学校       |
| ② 情報科学高等学校    | ⑯ 平田高等学校     | ㉑ 浜田高等学校今市分校 | ⑤ 出雲養護学校       |
| ③ 松江北高等学校     | ⑰ 出雲高等学校     | ㉒ 浜田商業高等学校   | ⑥ 石見養護学校       |
| ④ 松江南高等学校     | ⑱ 出雲工業高等学校   | ㉓ 浜田水産高等学校   | ⑦ 浜田養護学校       |
| ⑤ 松江南高等学校宍道分校 | ⑲ 出雲商業高等学校   | ㉔ 益田高等学校     | ⑧ 益田養護学校       |
| ⑥ 松江東高等学校     | ㉑ 出雲農林高等学校   | ㉕ 益田翔陽高等学校   | ⑨ 隠岐養護学校       |
| ⑦ 松江工業高等学校    | ㉒ 大社高等学校     | ㉖ 吉賀高等学校     | ⑩ 松江清心養護学校     |
| ⑧ 松江商業高等学校    | ㉓ 大社高等学校佐田分校 | ㉗ 津和野高等学校    | ⑪ 江津清和養護学校     |
| ⑨ 松江農林高等学校    | ㉔ 大田高等学校     | ㉘ 隠岐高等学校     | ⑫ 松江緑が丘養護学校    |
| ⑩ 宍道高等学校      | ㉕ 遼摩高等学校     | ㉙ 隠岐島前高等学校   | ⑬ 松江養護学校安来分教室  |
| ⑪ 大東高等学校      | ㉖ 島根中央高等学校   | ㉚ 隠岐水産高等学校   | ⑭ 出雲養護学校大田分教室  |
| ⑫ 横田高等学校      | ㉗ 矢上高等学校     | 1 盲学校        | ⑮ 出雲養護学校遼摩分教室  |
| ⑬ 三刀屋高等学校     | ㉘ 江津高等学校     | 2 松江ろう学校     | ⑯ 出雲養護学校みらい分教室 |
| ⑭ 三刀屋高等学校掛合分校 | ㉙ 江津工業高等学校   | 3 浜田ろう学校     |                |



## (2) 島根県教育委員会各課の所掌事務

### 【総務課】

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育行政の全体計画及び総合調整に関する事。
- (3) 教育の広報、広聴及び教育行政に関する相談に関する事。
- (4) 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の職員(以下「教育庁等職員」という。)並びに県立学校の教職員のうち教育職員を除く職員(以下「県立学校事務職員等」という。)の任免、分限、懲戒、その他の人事(以下「任免等」という。)及び服務に関する事。
- (5) 本庁、教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関の組織に関する事。
- (6) 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の定数に関する事。
- (7) 教育庁等職員及び県立学校事務職員等の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (8) 教育庁等職員、県立学校の教職員及び県費負担教職員(以下「教職員等」という。)の給与に関する事。
- (9) 教職員等の公務災害補償に関する事。
- (10) 教育委員会の所掌に係る予算の調整に関する事。
- (11) 教育委員会の所掌に係る予算の経理及び決算に関する事。
- (12) 規則その他の規程の制定又は改廃に関する事。
- (13) 文書の收受、発送、編さん及び保存並びに公印の管守に関する事。
- (14) 栄典及び褒賞に関する事。
- (15) 秘書事務に関する事。
- (16) 教育に関する法人に関する事。
- (17) 教職員等の職員団体に関する事。
- (18) 義務教育費国庫負担金事務に関する事(教職員給与費等に係るものに限る。)
- (19) 市町村教育委員会に関する事。
- (20) 教育の調査及び統計に関する事。
- (21) 教育事務所に関する事。
- (22) 教育センターに関する事。
- (23) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、本庁各課等との連絡調整及び他課の所掌に属しない事務に関する事。

### 【教育施設課】

- (1) 教育財産の取得、管理及び処分に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県立学校及び教育機関の施設及び設備の整備に関する事。
- (3) 産業教育及び理科教育に関する設備の整備に関する事。
- (4) 市町村立学校及び社会体育施設の施設整備に関する指導に関する事。
- (5) 公立学校・幼稚園、学校給食施設及び社会体育施設の施設設備に関する国庫負担金及び交付金事務に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (6) へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費を除く。)に関する事。

### 【高校教育課】

- (1) 県立学校の教育職員の任免等及び服務に関すること。
- (2) 県立学校の教育職員の定数に関すること。
- (3) 県立学校の教育職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (4) 公立の専修学校及び各種学校の設置、廃止等に関すること。
- (5) 県立学校の管理及び運営に関すること。
- (6) 高校教育に係る指導に関すること。
- (7) 高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (8) 高等学校の教育職員の研修に関すること。
- (9) 高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (10) 高等学校の入学者選抜に関すること。
- (11) 県立学校の児童及び生徒の就(修)学奨励に関すること。
- (12) 水産練習船に関すること。
- (13) 高等学校等奨学事業に関すること。
- (14) 県立学校の情報化推進に関すること。
- (15) 県立浜田高等学校定時制及び通信制課程の開設準備に関すること。
- (16) 県立学校の再編成に関すること(県立学校改革推進室)。
- (17) 高等学校の通学区域の指定に関すること(県立学校改革推進室)。
- (18) 県立学校改革の企画に関すること(県立学校改革推進室)。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、高校教育に関すること。

### 【特別支援教育室】

- (1) 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる幼児、児童及び生徒の教育に係る教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (2) 通常の学級に在籍する発達障害を含め、障害のある幼児、児童及び生徒の教育（以下「特別支援教育」という。）に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る学習指導及び進路指導に関すること。
- (4) 幼児、児童及び生徒の就学指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 特別支援教育担当教育職員の研修に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別支援教育に関すること。

### 【義務教育課】

- (1) 県費負担教職員の任免等に関すること。
- (2) 県費負担教職員の定数に関すること。
- (3) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (4) 県費負担教職員及び県立学校教育職員の評価制度に関すること。
- (5) 教育職員の免許状及び更新講習に関すること。
- (6) 教育職員の免許法認定講習に関すること。
- (7) 小中学校の管理及び運営に関すること。
- (8) 小中学校及び幼稚園の設置、廃止等に関すること。

- (9) 義務教育及び幼稚園教育に関する指導及び助言に関すること。
- (10) 小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (11) 小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (12) 小中学校の教職員の研修に関すること。
- (13) 子ども読書活動の推進に関すること。
- (14) 乳幼児期における養育・教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 小中学校及び県立学校の生徒指導に関すること（生徒指導推進室）。
- (16) 小中学校及び県立学校の学校安全に関すること（生徒指導推進室）。
- (17) 小中学校及び県立学校の教職員の生徒指導研修に関すること（生徒指導推進室）。
- (18) 幼児、児童及び生徒の就園奨励補助及び就学奨励補助に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、義務教育に関すること。

### 【保健体育課】

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 社会体育に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 県立武道施設に関すること。
- (5) 県立体育施設に関すること。
- (6) 保健体育関係諸団体に関すること。
- (7) 食育に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)(健康づくり推進室)。
- (8) 子どもの基本的な生活習慣づくりに関すること(健康づくり推進室)。
- (9) 学校保健に関すること(健康づくり推進室)。
- (10) 学校給食に関すること(健康づくり推進室)。
- (11) 前各号に定めるもののほか、保健体育に関すること。

### 【社会教育課】

- (1) 社会教育に関する指導及び助言に関すること。
- (2) 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 青少年団体、女性団体、PTAその他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。
- (5) 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 公民館、図書館（学校の図書館を除く。）その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。
- (7) 県立生涯学習推進施設に関すること。
- (8) 県立図書館に関すること。
- (9) 県立青少年社会教育施設に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。

### 【人権同和教育課】

- (1) 人権・同和教育の企画連絡調整に関する事。
- (2) 学校教育における人権・同和教育に関する事。
- (3) 社会教育における人権・同和教育に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、人権・同和教育に関する事。

### 【文化財課】

- (1) 文化財の指定、管理及び活用に関する事。
- (2) 文化財の保護に係る調査及び調整に関する事。
- (3) 鉄砲刀剣類の登録に関する事。
- (4) 埋蔵文化財調査センターに関する事。
- (5) 県立八雲立つ風土記の丘に関する事。
- (6) 県立古墳の丘古曾志公園に関する事。
- (7) 博物館及び博物館に相当する施設に関する事。
- (8) 世界遺産に関する事(世界遺産室)。
- (9) 古代文化の調査、研究及び活用に関する事。(古代文化センター)
- (10) 古代出雲歴史博物館に関する事。(古代文化センター)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事。

### 【福利課】

- (1) 教職員等の福利厚生に関する事。
- (2) 教職員住宅の整備及び維持管理に関する事。
- (3) 教職員等の健康管理に関する事。
- (4) 公立学校共済組合に関する事。
- (5) 教職員互助会に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福利に関する事。

### (3) 教育予算

#### ① 島根県教育委員会予算

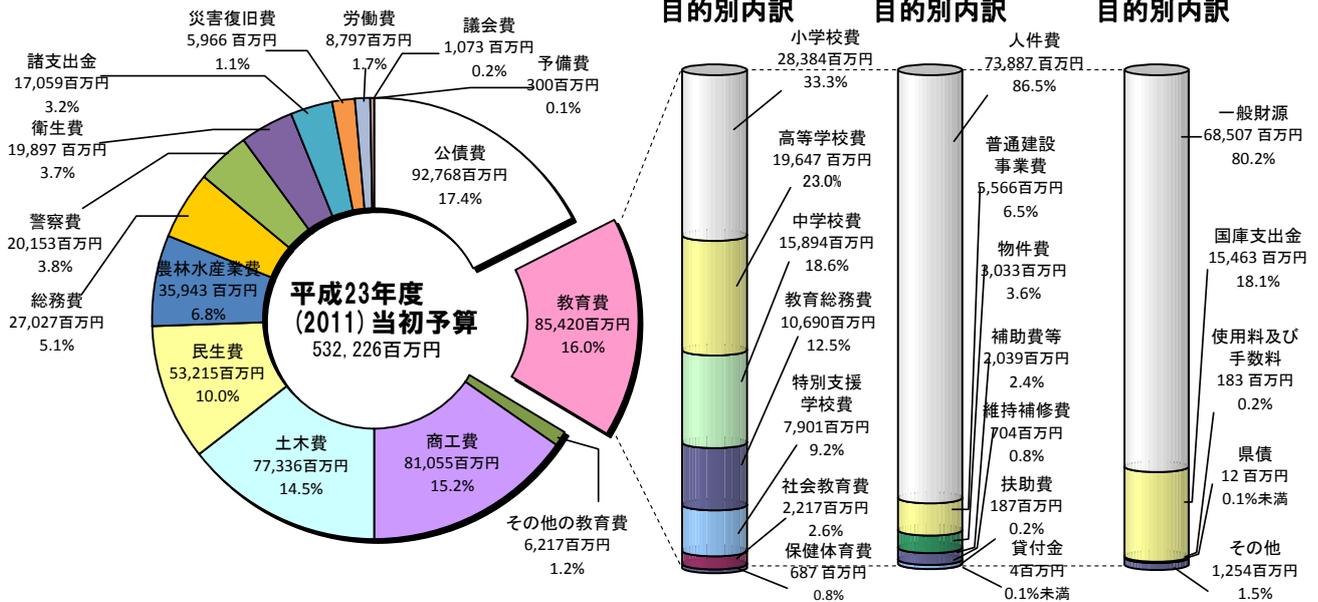
単位:千円

| 課 名           | 本年度<br>(A) | 前年度<br>(B) | 差引増減<br>(A) - (B) | 比較<br>(A) / (B) |
|---------------|------------|------------|-------------------|-----------------|
| 総 務 課         | 72,776,157 | 73,348,127 | ▲ 571,970         | 99.2%           |
| 教 育 施 設 課     | 3,972,299  | 6,068,258  | ▲ 2,095,959       | 65.5%           |
| 高 校 教 育 課     | 3,660,019  | 2,413,617  | 1,246,402         | 151.6%          |
| 特 別 支 援 教 育 室 | 642,055    | 649,512    | ▲ 7,457           | 98.9%           |
| 義 務 教 育 課     | 1,559,680  | 1,671,006  | ▲ 111,326         | 93.3%           |
| 保 健 体 育 課     | 664,226    | 714,434    | ▲ 50,208          | 93.0%           |
| 社 会 教 育 課     | 541,988    | 665,765    | ▲ 123,777         | 81.4%           |
| 人 権 同 和 教 育 課 | 45,824     | 56,147     | ▲ 10,323          | 81.6%           |
| 文 化 財 課       | 1,357,692  | 1,096,042  | 261,650           | 123.9%          |
| 福 利 課         | 199,722    | 195,622    | 4,100             | 102.1%          |
| 計             | 85,419,662 | 86,878,530 | ▲ 1,458,868       | 98.3%           |

(予算編成区分別予算額の内訳)

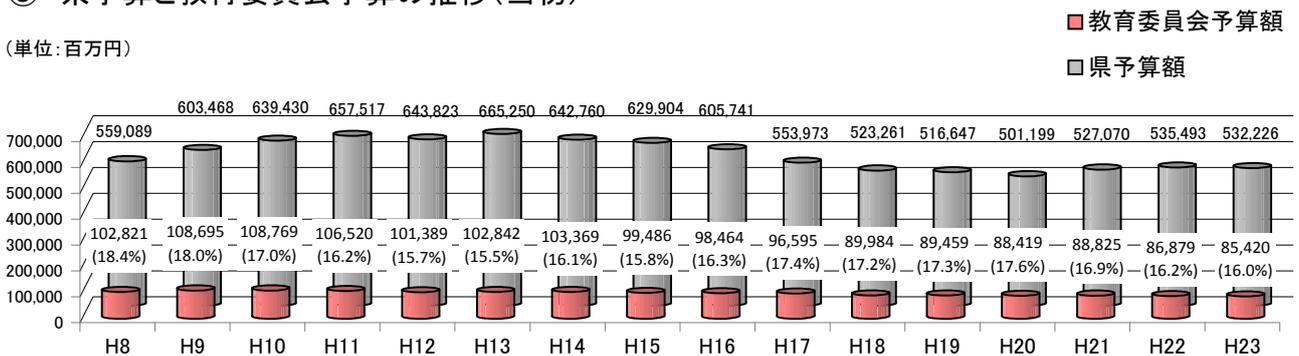
| 区 分         | 本年度<br>(A) | 前年度<br>(B) | 差引増減<br>(A) - (B) | 比較<br>(A) / (B) |
|-------------|------------|------------|-------------------|-----------------|
| 職 員 給 与 費   | 72,506,110 | 73,135,376 | ▲ 629,266         | 99.1%           |
| 個 別 調 整 経 費 | 5,413,515  | 5,974,674  | ▲ 561,159         | 90.6%           |
| 義 務 的 経 費   | 2,956,408  | 3,106,202  | ▲ 149,794         | 95.2%           |
| 部 局 調 整 枠   | 4,543,629  | 4,662,278  | ▲ 118,649         | 97.5%           |
| 計           | 85,419,662 | 86,878,530 | ▲ 1,458,868       | 98.3%           |

## ② 県予算と教育予算



## ③ 県予算と教育委員会予算の推移(当初)

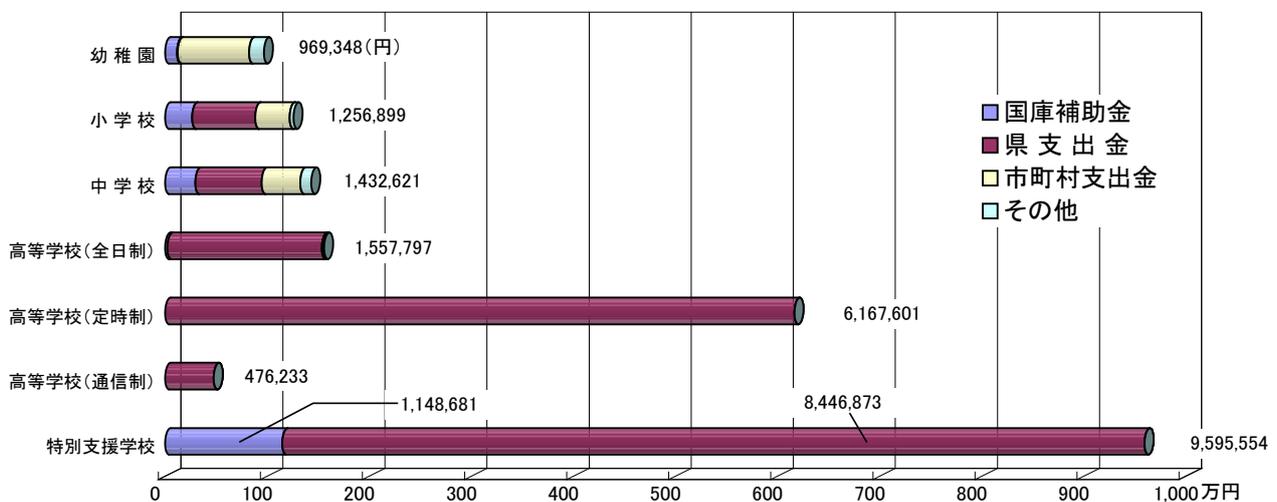
(単位:百万円)



※平成11年度,平成15年度及び平成19年度は、6月補正後の予算

## ④ 幼児・児童・生徒一人当たりの学校教育費(H21会計年度)

※PTA寄付金等の私費は含まない  
公費1人当たり



#### (4) 人員配置表

##### ① 本庁

(平成23年4月1日現在)

| 課 名           | 一般職員 |    |    |     | 教 育<br>公 務 員 | 合 計        |
|---------------|------|----|----|-----|--------------|------------|
|               | 事務   | 技術 | 技労 | 計   |              |            |
| 総 務 課         | 25   |    |    | 25  | 1 ( 1 )      | 26 ( 1 )   |
| 教 育 施 設 課     | 12   | 3  |    | 15  |              | 15         |
| 高 校 教 育 課     | 10   | 20 |    | 30  | 11 ( 10 )    | 41 ( 10 )  |
| 特 別 支 援 教 育 室 | 3    |    |    | 3   | 1 ( 4 )      | 4 ( 4 )    |
| 義 務 教 育 課     | 5    |    |    | 5   | 8 ( 15 )     | 13 ( 15 )  |
| 保 健 体 育 課     | 4    |    |    | 4   | 5 ( 7 )      | 9 ( 7 )    |
| 社 会 教 育 課     | 6    |    |    | 6   | 7            | 13         |
| 人 権 同 和 教 育 課 |      |    |    |     | 4 ( 4 )      | 4 ( 4 )    |
| 文 化 財 課       | 22   |    |    | 22  | 1            | 23         |
| 福 利 課         | 3    | 2  |    | 5   |              | 5          |
| 計             | 90   | 25 |    | 115 | 38 ( 41 )    | 153 ( 41 ) |

##### ② 教育事務所、埋蔵文化財調査センター及び教育機関

| 機 関 名                   | 一般職員 |    |    |    | 教 育<br>公 務 員 | 合 計         |
|-------------------------|------|----|----|----|--------------|-------------|
|                         | 事務   | 技術 | 技労 | 計  |              |             |
| 松 江 教 育 事 務 所           | 6    |    |    | 6  | 4 ( 16 )     | 10 ( 16 )   |
| 出 雲 教 育 事 務 所           | 6    |    |    | 6  | 4 ( 13 )     | 10 ( 13 )   |
| 浜 田 教 育 事 務 所           | 4    |    |    | 4  | 4 ( 16 )     | 8 ( 16 )    |
| 益 田 教 育 事 務 所           | 3    |    |    | 3  | 3 ( 9 )      | 6 ( 9 )     |
| 隠 岐 教 育 事 務 所           | 3    |    |    | 3  | 3 ( 13 )     | 6 ( 13 )    |
| 教 育 セ ン タ ー             | 6    |    |    | 6  | 7 ( 30 )     | 13 ( 30 )   |
| 東 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー |      |    |    |    | 3            | 3           |
| 西 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー |      |    |    |    | 3            | 3           |
| 図 書 館                   | 18   |    |    | 18 |              | 18          |
| 青 少 年 の 家               | 5    |    |    | 5  | 7            | 12          |
| 少 年 自 然 の 家             |      |    |    |    | 3            | 3           |
| 埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー   | 21   |    |    | 21 | ( 5 )        | 21 ( 5 )    |
| 古 代 出 雲 歴 史 博 物 館       | 17   |    |    | 17 | 1            | 18          |
| 計                       | 89   |    |    | 89 | 42 ( 102 )   | 131 ( 102 ) |

##### ③ 県立学校

(平成23年4月1日現在)

| 区 分     | 一般職員 |    |    |     | 教 育<br>公 務 員     | 合 計              |
|---------|------|----|----|-----|------------------|------------------|
|         | 事務   | 技術 | 技労 | 計   |                  |                  |
| 県 立 学 校 | 174  | 1  | 69 | 244 | 2,083            | 2,327            |
| 合 計     | 353  | 26 | 69 | 448 | 2,163<br>( 143 ) | 2,611<br>( 143 ) |

(注) ( ) は外数で派遣社会教育主事及び充て指導主事等の高等学校教職員・  
小中学校教職員との兼務者。